



# 事前教示制度の導入のお知らせ

減免税に係る事前教示制度を導入します！

輸入の前に税関に対して輸入貨物の減免税の適用の可否についての照会を、原則として文書により行い回答を受けることができる制度を平成27年10月1日より導入します。

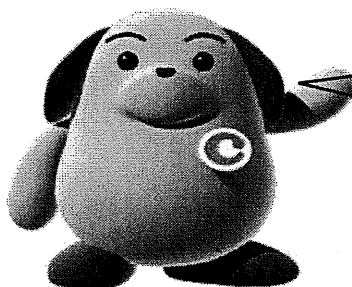
## 制度のメリット

- 税関から回答した文書による回答の内容については、有効期限(最長で発出日から3年間)内は、輸入(納税)申告の審査の際に尊重されます。
- 事前に輸入予定貨物に係る減免税の適用の可否を知ることができるため、貨物の輸入の際に、通関の適正かつ迅速な処理が可能となります。

(注)貨物の輸入前に回答を行う制度ですので、輸入申告中の貨物や輸入時に貨物の確認が必要な貨物等については、事前教示の対象外となります。

## ＜今後の予定＞

導入までに説明会等の機会を設け、当制度の内容を周知していく予定ですので、ご都合が合いましたら、ぜひご参加ください。  
(詳細な日程等は、別途お知らせする予定です。)



減免税に係る事前教示制度  
ぜひ、ご利用ください！